

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、グループ経営理念の下、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、グループの中長期的な安定と持続的な成長及び企業価値の向上に努めます。

その実現のため、絶えず経営組織、経営システムの見直しと改善を行うなど、必要な施策を実施し、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うことができる経営体制を構築していくことが、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方であると認識しており、経営上の最重要課題のひとつであると位置付けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

当社は、機関投資家が議決権行使を行いやすい環境の整備や、海外株主に向けた英文による情報提供は、有効な手段であると認識しておりますが、現在のところ当社では、海外投資家の比率は低く、国内個人の投資家が多数を占めているため、議決権の電子行使、招集通知の英訳は行っておりません。

今後、株主構成の変化によっては、議決権の電子行使、招集通知の英訳の実施を検討してまいります。

【補充原則3-1-2】

当社は現在、海外投資家の比率が2%未満であるため、英語での情報開示は行っておりません。

今後、海外投資家の比率が高くなった場合、英語での情報開示も検討してまいります。

【原則4-8】

当社では、独立社外取締役1名を選任し、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保しております。

また、独立社外監査役2名を選任しており、社外の立場から業務執行状況の監査を行い、客観的かつ中立的な経営監視機能を確保しております。

以上の社外役員3名により、経営の監督・監査機能が確保されていると判断しており、現時点では独立社外取締役を増員する必要はないと考えております。

ただし、今後当社を取り巻く環境が変化することで、独立社外取締役を増員する必要性が発生する可能性もあり、必要に応じて候補者の選任を検討してまいります。

【補充原則4-8-2】

当社は現在、独立社外取締役1名体制ですが、経営陣や監査役、監査役会との連携に積極的に取り組んでおります。

当社では、現在の事業規模において、現体制が有効であると認識しておりますが、今後の事業規模や環境の変化に応じて体制の変更・整備を図ることを検討してまいります。

【補充原則4-10-1】

当社は現在、独立社外取締役1名体制ですが、現段階において、各取締役、経営陣との連絡・調整、監査役との連携体制は構築されております。

今後、社外取締役が複数名選任された際には、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、任意機関を設置することも検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

当社は、取引先との安定的・長期的な取引関係の維持・強化、業務上の協力関係の維持・強化等の観点から、当社グループの中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合に、株式の政策保有を行う方針です。

また、政策保有株式については、取締役会において保有する上での中長期的な経済合理性や取引先との総合的な関係の維持・強化の観点から保有効果等について検証を行います。

＜議決権行使に関する基本方針＞

当社は、政策保有株式の議決権行使について、当該企業の価値向上につながるか、当社の企業価値を毀損させる可能性がないかを個別に精査した上で、議案への賛否を判断します。

【原則1-7】

当社は、関連当事者取引について経営の透明性を高める観点から、取締役会決議事項としております。

新たに関連当事者取引を開始する際には、必要に応じてその都度、継続的取引については、定期的に取り締めに付議しております。

【原則3-1】

(1)グループ経営理念(3つの願い)を掲げており、その内容は当社ウェブサイトに掲載しております。また、中期経営計画についても当社ウェブサイトに掲載しております。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は当社ウェブサイトに掲載しております。

(3)当社の役員報酬は、株主総会の決議により、取締役及び監査役全員の報酬総額を決定しております。
各取締役及び各監査役の報酬額は、責任の大きさ、過去の実績、世間水準、使用人とのバランス等を考慮し、取締役は取締役会において、監査役は監査役の協議により決定しております。
また、取締役に対する役員賞与は、当該年度の業績等を勘案して、定時株主総会に支給総額を提案し、ご承認をいただき、各取締役に対する支給額については、取締役会の決議により決定しております。
(4)取締役及び監査役候補の指名を行うに当たっての方針・手続きについては、適格かつ迅速な意思決定と適材適所の観点から総合的に検討しております。
指名及び選任にあたっての手続きは、代表取締役が様々な意見を聴取し検討のうえ取締役会に提案し、取締役候補者は取締役会で決議し、監査役候補者は監査役会で協議し同意を得た上で、株主総会議案として提出しております。
(5)個々の取締役候補者・監査役候補者の選任理由は、株主総会招集通知の参考書類で開示しております。

【補充原則4-1-1】
当社取締役会は、意思決定の範囲として、法令及び定款にて定める事項のほか、取締役会規則にて付議すべき事項を定めております。
また、内部統制システムの基本方針、職務権限規程を定め、経営陣が執行できる業務の範囲を明確にしております。
なお、各取締役の担当については当社ウェブサイトに掲載しております。

【原則4-9】
当社の独立性判断基準は、東京証券取引所が定める独立性基準を採用しております。
加えて、当社の経営に対し率直かつ建設的に助言し監督できる高い専門性と豊富な経験を有する候補者を選定しております。

【補充原則4-11-1】
当社取締役会は、経営環境の変化に合わせて迅速かつ果断な意思決定を行い、かつ意見の多様性を確保するため、取締役の人数は9名以下と定めております。
取締役の選任にあたっては、優れた人格、見識とともに、高い倫理観を有し、事業に係る意思決定を行うにあたり必要とされる能力・知識・経験を持つことを基準としております。
取締役の選任に関する方針・手続きについては、原則3-1(4)に記載のとおりであります。

【補充原則4-11-2】
当社は、社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役の他社の役員兼任状況については、株主総会招集通知の事業報告で開示しております。
当社では、全ての取締役及び監査役が他の上場会社の役員を兼任しておりませんので、その役割・責務を適切に果たすことができる体制となっております。

【補充原則4-11-3】
当社は、全ての取締役及び監査役に対して取締役会評価に関するアンケートを実施し、その回答の集計結果に基づいて取締役会の実効性について分析・評価を実施しました。その結果、取締役会は概ね適切に運営され、実効性が確保されていることを確認しました。なお、当社取締役会におきましては、今回の評価も参考にして、今後とも実効性の向上を図ってまいります。

【補充原則4-14-2】
当社は、取締役・監査役が、必要な知識等を習得し、その役割・責務を果たすために、適宜、研修・セミナー等を受講できる体制となっております。
取締役については、就任時に新任研修を実施しており、就任後においても、必要な知識習得のため、適宜、セミナー等を受講しております。
監査役については、日本監査役協会が主催するセミナーや勉強会に参加し、監査役として必要な知識の習得及び監査役の役割・責務の理解に努めております。

【原則5-1】
当社は、企業価値の継続的な向上のため、幅広いステークホルダーとの信頼関係を構築することが重要であると認識しており、株主との建設的な対話促進のための体制整備・取り組みを行っております。
当社は、IR担当を総務部及び経理部に設置し、担当取締役を定めております。IR担当は各部門及び当社グループ会社と、情報共有及び連携を行いつつ、適時開示などの情報提供に努めるほか、必要に応じて担当取締役が株主との個別面談に対応しております。
また、内部者取引防止規程を制定し、インサイダー情報を適切に管理するとともに、社員に対して、インサイダー情報の管理に関する教育を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社イワタニ	920,040	13.80
電響社取引先持株会	628,345	9.42
株式会社三菱東京UFJ銀行	300,067	4.50
株式会社北陸銀行	295,782	4.43
電響社従業員持株会	195,553	2.93
中野 修	168,825	2.53
東京海上日動火災保険株式会社	162,500	2.43
日本生命保険相互会社	120,483	1.80
オーナンバ株式会社	104,000	1.56
象印マホービン株式会社	102,000	1.53

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
徳丸公義	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
徳丸公義	○	——	公認会計士としての専門知識と豊富な経験を当社の経営の意思決定に反映していただくため、当社の社外取締役に選任しております。また、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準のいずれにも抵触せず、当社と特別な利害関係もないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人に監査役会出席を求めるほか、定例報告会、会計監査人監査への監査役立会等を通じ、情報交換・意思疎通を図っております。監査役と内部監査室・内部統制監査グループは、相互の事業所・子会社往査後の報告会（年5～6回）のほか、随時情報交換を行っております。

また、会計監査人は、内部監査室・内部統制監査グループとも必要に応じて情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
天羽和彦	税理士													
武貞文隆	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
天羽和彦	○	——	税理士としての専門知識と豊富な経験を当社の監査に反映していただくため、当社の社外監査役に選任しております。 また、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準のいずれにも抵触せず、当社と特別な利害関係もないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
武貞文隆	○	——	金融機関や事業会社における豊富な経験及び見識を監査に反映していただくため、当社の社外監査役に選任しております。 また、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準のいずれにも抵触せず、当社と特別な利害関係もないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社を取り巻く経営環境等を勘案し、現在は実施しておりません。
取締役報酬については、株主総会決議枠内で支給し、取締役賞与については業績を踏まえて支給しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

当社では、取締役に支払った報酬及び監査役に支払った報酬として、それぞれ総額で開示しております。

第69期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の取締役及び監査役の報酬等の総額は以下のとおりであります。

取締役(9名) 133百万円(うち社外取締役 1名 3百万円)

監査役(4名) 20百万円(うち社外監査役 3名 8百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は、株主総会の決議により、取締役及び監査役全員の報酬総額を決定しております。各取締役及び各監査役の報酬額は、責任の大きさ、過去の実績、世間水準、使用人とのバランス等を考慮し、取締役は取締役会において、監査役は監査役の協議により決定しております。
また、取締役に對する役員賞与は、当該年度の業績等を勘案して、定時株主総会に支給総額を提案し、ご承認をいただき、各取締役に對する支給額については、取締役会の決議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役に對する特段のサポート体制は行なっておりませんが、社内行事等に積極的に参加することを依頼し、社員との融和並びに情報収集を行いやすい環境づくりを心掛けております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役設置会社であります。また、株主総会、取締役及び取締役会、監査役及び監査役会、会計監査人が会社の機関の基本となっております。取締役会は代表取締役を含む取締役7名(うち、社外取締役1名)で構成し、監査役3名(うち、社外監査役2名)も常時出席し、客観的経営監視のもと議論を行い、取締役会が決定した経営方針、戦略に従って、使用人が権限の一部委譲を受け、業務執行の迅速化と責任の明確化を図っております。また、取締役、監査役、執行役員等使用人による幹部会議を随時開催し、重要事項の検討を行っております。
内部監査については、内部監査室を設置しております。また、内部監査室内に内部統制監査グループを設置し、当社及びグループ会社の内部監査の充実強化に努めております。
監査役監査については、常勤監査役が中心となり実施しております。監査役は3名中2名が社外監査役であり、2名とも独立役員に指定してお

ります。監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、法令・定款違反や株主利益を侵害する事実の有無、内部統制システムの機能状況等について重点的に監査を実施しております。また、取締役及び内部監査室・内部統制監査グループとの情報交換を随時行うなど、監査役の機能強化を図っております。

会計監査については、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査人として、太陽有限責任監査法人を選任し、期末の会計監査及び四半期レビューを受けております。

会計監査人と、監査役との情報交換は、会計監査人による監査報告会や会計監査人の監査役会への出席等により随時行っております。また、会計監査人は、内部監査室・内部統制監査グループとも必要に応じて情報交換を行っております。

なお、必要に応じ弁護士・公認会計士等専門家の意見を求め、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会は、独立役員である社外取締役及び社外監査役が常時出席し、実効性・効率性のある意思決定を行うとともに、業務執行状況を監督する機関として機能しております。

社外取締役は、取締役会に常時出席し、独立した立場で公認会計士の知見、豊富な経験を生かして、外部の視点から適宜発言を行っております。また、必要に応じて社内の各部門と連携を図り、適法性のチェック及び企業価値向上の一翼を担っております。

社外監査役は、取締役会に常時出席し、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当・公正性を確保するため適宜意見を述べております。また、客観的・中立的な立場で、適宜、幹部会議への出席、事業所・グループ会社等の現場往査を行うとともに、会計監査人及び内部監査室・内部統制監査グループと情報交換を行うなど、企業統治強化に寄与しております。

当社は、このような体制によって十分なガバナンスが確保されていると考え、現状の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成29年6月29日開催の第69回定時株主総会の「株主総会招集ご通知」は総会日の21日前の6月8日に発送しております。
その他	当社ホームページに招集通知を掲載しております。 株主の皆様が出席しやすい様、最寄り駅に近い場所で株主総会を開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページ URL http://www.denkyosha.co.jp/ 決算情報、決算情報以外の適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部及び経理部で対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コーポレートガバナンスに関する基本方針及びコンプライアンス基本方針に明記しております。
その他	「グループ経営理念(3つの願い)」 ・私たちは、社会と共に成長する、誠実な企業グループでありたいと願います。 ・私たちは、誠実なサービスや商品の提供を通じ、人々に潤いや喜びを感じていただくことを願います。 ・私たちは、全てのステークホルダーに誠実でありたいと願います。 上記グループ経営理念のもと、グループ社員一人ひとりが、誠実な気持ちでサービスや商品の提供を推進することで、人々に潤いや喜びを感じていただけるよう行動し、得意先、仕入先、社員、株主、地域社会など様々なステークホルダーの期待に応えるため、事業活動を通して「利益ある成長」と「健全経営の維持」を基本とした企業価値の向上を図っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当会社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当会社の業務の適正化を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備する。

（1）取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社は「コンプライアンス基本方針」に基づき、法令及び定款の遵守を徹底するとともに、総務部内にコンプライアンス担当者を置き、コンプライアンス体制の維持・向上を推進する。
- b. 内部監査部門による監査及び内部通報制度により、不祥事の早期発見及び予防に努める。
- c. 財務報告の適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制を構築する。また、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し維持・改善に努める。
- d. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、文書管理規程に基づき、適切に保存及び管理する。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社は「リスク管理規程」に基づき、経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクに対し、未然防止、再発防止及び迅速な対応に努める。
- b. 取締役及び使用人は、リスクを認識した際、その情報内容及び入手先等の情報を迅速かつ正確にリスク管理統括部門である総務部へ報告する。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会は、当社の経営に関わる重要事項の審議並びに意思決定、会社の事業、経営全般に対する監督を行う。
- b. 経営の迅速化、事業構造改革推進、監督機能の強化を図るため、業務執行権限の一部を執行役員に委譲する。
- c. 緊急かつ全社的に重要な影響を及ぼす事項については、多面的かつ慎重な検討を加えるため、取締役、執行役員等使用人による幹部会議を必要に応じて開催し、その進捗を取締役に諮問又は報告する。

（5）当会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 当社は「コンプライアンス基本方針」に基づき、グループ会社全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
- b. 当社は「グループ会社管理規程」に基づき、各グループ会社の状況に応じて必要な管理を行う。また、各グループ会社の経営成績その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
- c. 内部監査部門は、各グループ会社の業務の状況について、定期的に監査を行う。

（6）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- a. 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な人員を配置する。また、当該使用人は監査役の指揮命令に従うものとし、取締役からの指揮は受けないものとする。
- b. 当該使用人の人事異動、人事評価及び懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

（7）当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- a. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき、又は取締役及び使用人による違法もしくは不正な行為を発見したときは、書面もしくは口頭にて監査役に報告する。
- b. 監査役は、必要に応じて業務執行に関する報告、説明又は関係資料の提出を当社及び子会社の取締役及び使用人に求めることができる。

（8）上記（7）の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人からの監査役への通報については、法令等に従い通報内容を秘密として保持するとともに、当該通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。

（9）当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項

- a. 当社は、監査役がその職務の執行について費用の前払い等を請求したときは、担当部門において必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- b. 監査役が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認める。

（10）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役及び使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
- b. 代表取締役と監査役との会合を随時開催し、また内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当会社は、コンプライアンス基本方針に「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除します。」と明記し、反社会的勢力の排除に努めることを定めています。

また、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、反社会的勢力による脅威を受けたり被害を被る恐れのある場合には、関係行政機関や顧問弁護士などと緊密に連絡を取り、速やかにかつ適正に対処できる体制をとっております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示に係る体制の概要】

当社は、情報取扱責任者を中心に総務部が開示担当部署として重要な会社情報の収集、管理を行い、金融商品取引法等の関係法令や証券取引所制定の諸規則を遵守するとともに、投資者の投資判断に重要な影響を与える会社情報については、適時適切な開示に努めております。

(1) 決定事実に関する情報

決定事実については、原則毎月開催する取締役会において決定するほか、必要に応じて適時、取締役会を開催することにより迅速な決定を行い、決議後は速やかに適切な開示を行います。

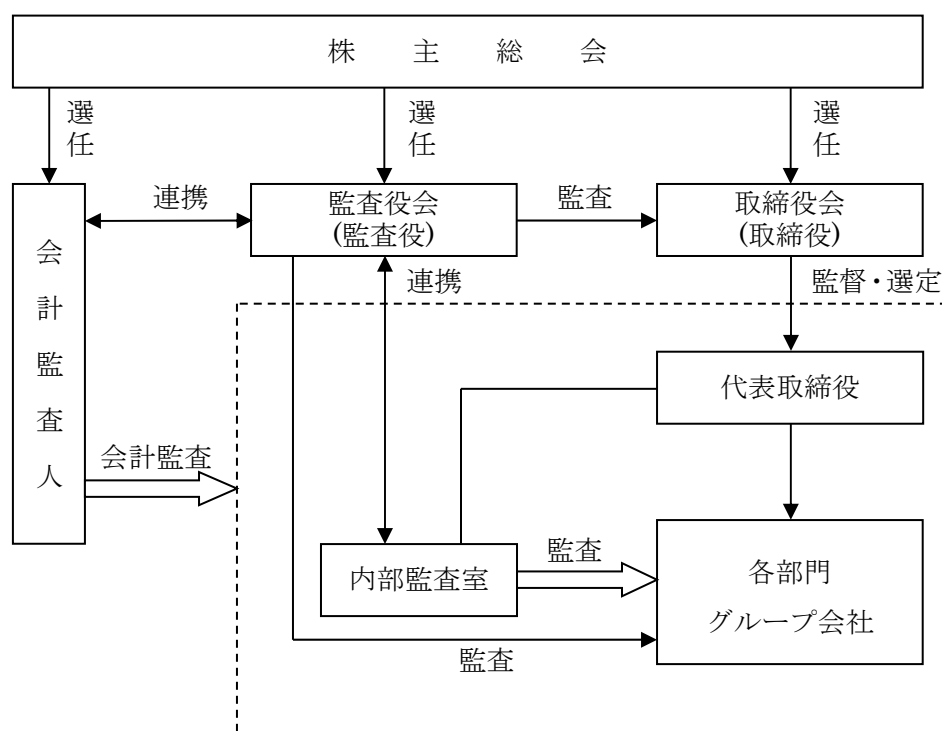
(2) 発生事実に関する情報

発生事実については、当社各部署又はグループ会社から直ちに情報取扱責任者に報告される体制となっており、情報取扱責任者は代表取締役及び関係役員等と協議のうえ、適時開示の必要性を判断し、開示が必要な場合は速やかに適切な開示を行います。

(3) 決算に関する情報

決算については、当社連結対象会社の決算情報をもとに経理部にて決算数値を作成し、会計監査人、監査役の助言・監査を受けた上、最終的に取締役会において承認し、速やかに開示を行います。

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



(注) 当社は、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて、弁護士など複数の専門家から、経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制を取っております。

【適時開示体制の模式図】

